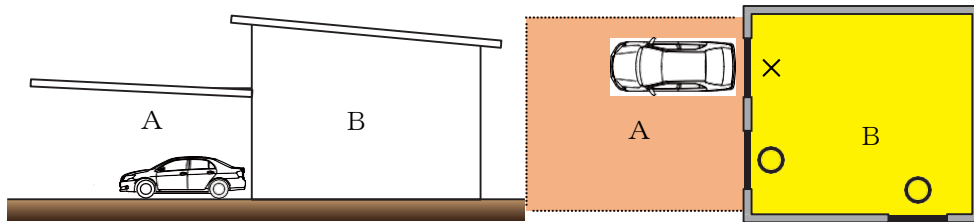


避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱い

- 1 ピロティのような十分に外気に開放されている部分は、無窓階の判定を行う上では、床面積に算入しないことができる。

(例)

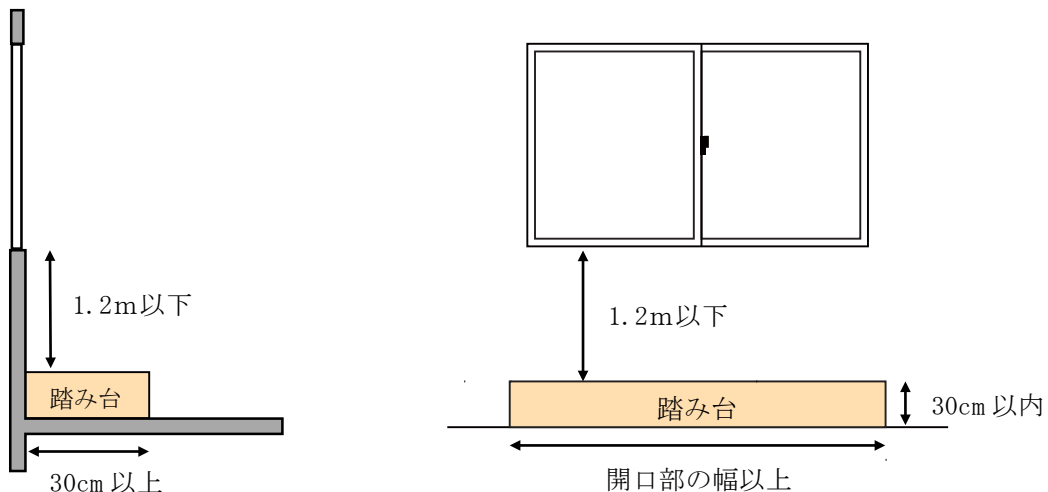


○：有効開口部として取り扱う部分

ひさし下のA部分は、屋内的用途（上記の例では自動車車庫としての用途）を有すると認められるため、床面積は算定される。このため、建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して（A＋B）となるが、無窓階の判定上は、ひさし部分は外部空間として取扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

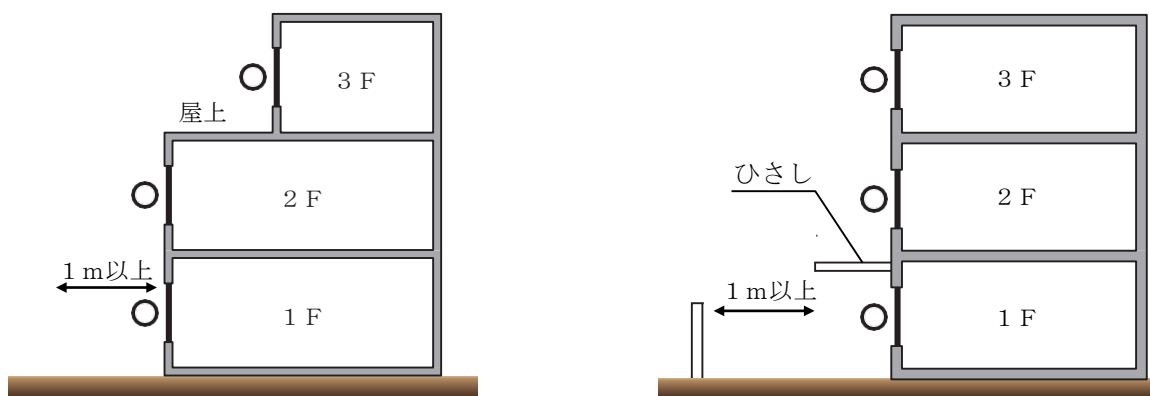
※「×」となっている開口部は、開口部の屋外側が駐車場となっており、有効な通路が確保されていないため、有効開口部として取り扱えない。

- 2 次に適合する踏み台等が設けられている場合は、規則第5条の3第2項第1号中「床面」とあるのを、「踏み台等の踏み面」と読み替えることができる。
- (1) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
 - (2) 開口部が設けられている壁面との間にすき間がなく、床面等に固定されていること。
 - (3) 床面から踏み台までの高さがおおむね 30cm 以下であり、大きさは、奥行 30cm 以上で、当該開口部の幅以上の幅であること。

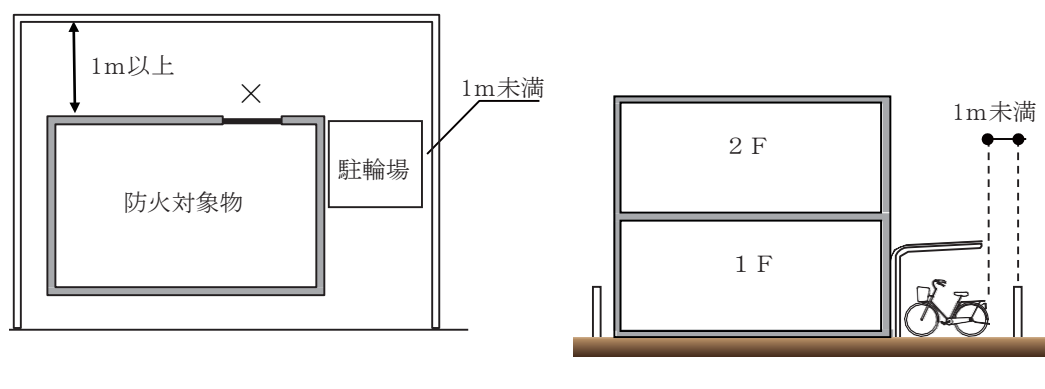
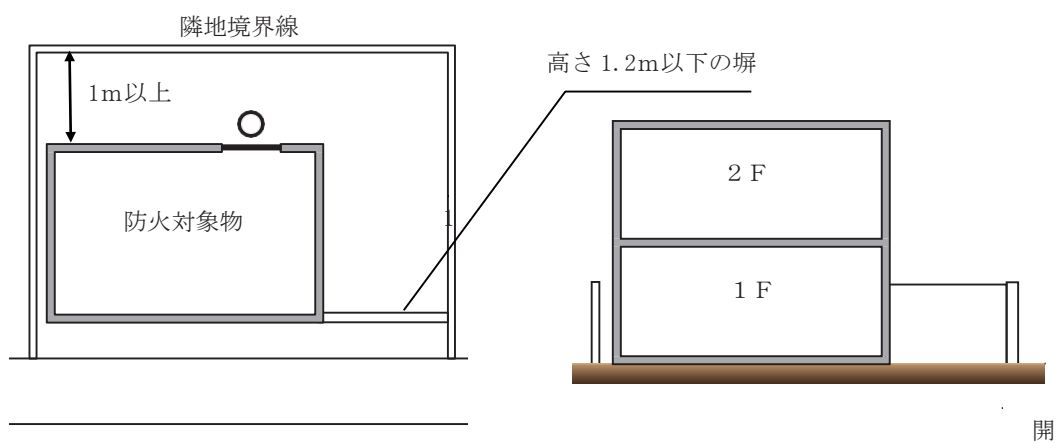
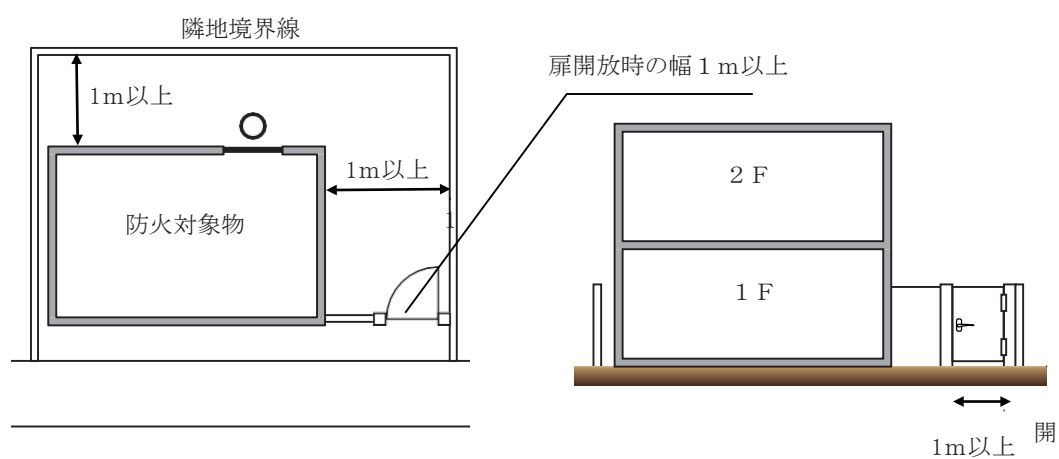


- 3 規則第5条の3第2項第2号の「その他の空地」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する公園等で将来にわたって空地の状態が維持されることが確実なもの
- (2) 道又は道に通じる幅員 1 m 以上の通路に面してある広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、ひさし又は階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの



(3) 道に通じる幅員 1 m 以上の通路で、避難及び消火活動に支障がないもの



4 次に掲げるものは、規則第5条の3第2項第3号の規定に適合する開口部として取り扱うことができる。(令和4年4月1日の時点において現に存する防火対象物にあっては、項目8により取扱うことができる)

(1) ガラス窓

下表に掲げるガラス窓のもの。なお、低放射ガラス（通称Low-Eガラス）は、当該表の基板と同等なものとして取り扱う。

			無窓階の判定※1						
ガラス名称	厚さ	窓等の形態	足場有※2			足場無			
			フィルム無	フィルムA	フィルムB	フィルム無	フィルムA	フィルムB	
型板ガラスフロート 板ガラス 磨きガラス 熱線吸収ガラス ※3 熱線反射ガラス ※3	6mm以下	はめ殺し	○	○	×	○	○	×	
		クレセント付きの窓	○	○	○	○	○	×	
	6mmを超え 10 mm以下	はめ殺し	×	×	×	×	×	×	
		クレセント付きの窓	○	○	×	×	×	×	
強化ガラス 耐熱板ガラス	5mm以下	はめ殺し	○	○	×	○	○	×	
		クレセント付きの窓	○	○	×	○	○	×	
線入板ガラス 網入り板ガラス	6.8 mm以下	はめ殺し	×	×	×	×	×	×	
		クレセント付きの窓	○	○	×	○	○	×	
	6.8 mmを超え 10 mm以下	はめ殺し	×	×	×	×	×	×	
		クレセント付きの窓	○	○	×	×	×	×	
複層ガラス		使用するガラスごとに本表により評価し判定する ※屋外側に合わせガラスがある場合は使用不可							
合わせガラス	(1) フロート板ガラス6mm以下 + PVB30mil 以下 + フロート板ガラス6mm以下		はめ殺し	×	×	×	×	×	×
	(2) 網入板ガラス 6.8 mm以下 + PVB30mil 以下 + フロート板ガラス5mm以下		クレセント付きの窓	○	×	×	○	×	×
	(1)フロート板ガラス5mm以下 + PVB 60mil 以下 + フロート板ガラス5mm以下		はめ殺し	×	×	×	×	×	×
	(2) 網入板ガラス 6.8 mm以下 + PVB60mil 以下 + フロート板ガラス6mm以下		クレセント付きの窓	○	×	×	×	×	×
	(3)フロート板ガラス3mm以下 + PVB 60mil 以下 + 型板ガラス4mm以下								
	ガイドラインにより実施した破壊試験に合格したもの		はめ殺し	×	×	×	×	×	×
クレセント付きの窓			○	×	×	○	×	×	
倍強度ガラス			はめ殺し	×	×	×	×	×	×
			クレセント付きの窓	×	×	×	×	×	×

PVB:ポリビニルブチラール
30mil:膜厚0.76mm、60mil:膜厚1.52mm

※1 判定欄における○にあつては、規則第5条の3第2項第3号の規定に適合する開口部として取り扱うことができるもの、×にあつては同項の規定に適合する開口部として取り扱うことができないものをいう。

※2 バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。

※3 材料ガラスにフロート板ガラス又は磨き板ガラスを使用したものに限る。

※4 飛散防止フィルムの種別は以下のとおり

フィルム A

(1)ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A5759 に規定するもの。防犯建物部品（CP マークの表示が認められるもの）を除く。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で基材の厚さが 100 μ m 以下のもの（内貼り用又は外貼り用は、問わない。）を貼付けしたガラス

(2)塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μ m 以下のもの（内貼り用又は外貼り用は、問わない。）を貼付けしたガラス

フィルム B

(1)PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で基材の厚さが 100 μ m を超え 400 μ m 以下のもの（内貼り用又は外貼り用は、問わない。）を貼付けしたガラス

(2)PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μ m 以下のもの（内貼り用又は外貼り用は、問わない。）を貼付けしたガラス

※5 耐熱板ガラスは、耐熱板ガラス規格（低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラス）によるものをいう。

(2) 軽量シャッターが設けられている開口部

次のア又はイに該当する軽量シャッター。なお、シャッターの内側にドア等を設けた場合は、シャッター又はドア等のうち、開口面積の小なる方を開口部の面積とする。下記(3)についても同じ。

ア 煙感知器の作動と連動して解錠された後、屋内外から容易に開放することができるもの（停電時であつても作動するものに限る。）

イ 避難階又はバルコニー等に設けられているもので次のいずれかのもの。バルコニー等の大きさは、奥行き 60cm 以上、長さが当該シャッターの幅以上（シャッターの幅が 1 m 未満の場合は 1 m 以上）とする。

(ア) 消防隊が特殊な工具を用いることなく屋外から容易に開放することができるもの

(イ) 水圧解錠装置付のもの又は他の開口部から進入して内部から容易に開放することができるもの。

(3) 次のいずれかの電動式軽量シャッター又は重量シャッターが設けられている開口部

ア 避難階又はバルコニー等に設けられているもので、通電又は停電時に屋内外から手で開放することができるもの（重量シャッターは除く）。

イ 屋内外から電動により開放することができるもの（非常電源が付置されているものに限る。）

ウ 屋内からは手動又は電動により、屋外からは次のいずれかの方式により開放することができるもの。

(ア) 水圧により重量シャッターを開放する方式

(イ) 水圧により重量シャッターの押しボタンスイッチ等を作動させる方式（非常電源が付置されているものに限る。）

(4) ドア

ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で、屋内及び屋外から容易に開放できるもの

イ スチールドアで、屋外から水圧解錠装置によって施錠を開放できるもの

ウ ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるもの（小窓の大きさは縦・横20cm以上とする。）

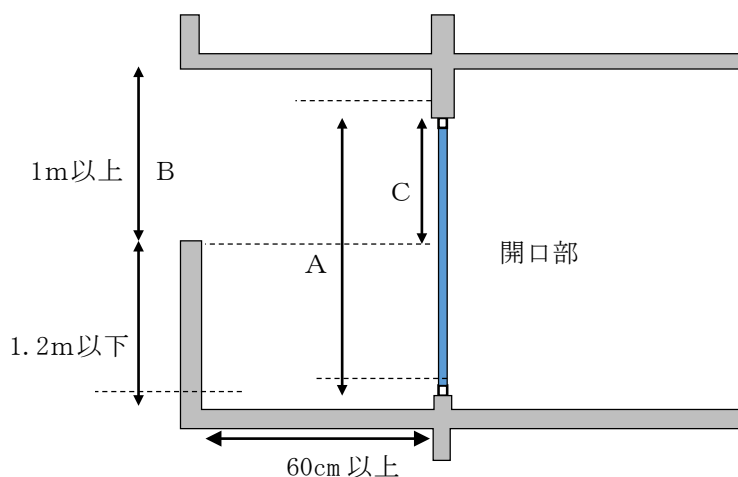
エ 自動火災報知設備等の作動と連動して開錠できるもの

オ 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの（南京錠等により施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。）

(5) 外壁面にバルコニーがある場合

外壁面にバルコニー等がある場合の有効開口部の寸法は、下図の A の部分とする。ただし、B は 1 m 以上で、手すりの高さが 1.2 m 以下の場合に限る。

なお、バルコニーの幅員が 60 cm 未満の場合は、C を有効開口部の寸法とする。



5 営業終了後シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階は、(1)又は(2)に適合する場合に限り、普通階として取り扱うことができる。ただし、令和6年11月1日時点において現に存する防火対象物に限る。

(1) 次のアからウ全てに適合するもの。

ア 営業中は、普通階であること。

イ 営業終了後は、防火対象物全体が無人的となること。

ウ シャッター等が閉鎖した状態であっても、消火活動上有効な開口部を2か所以上有すること。

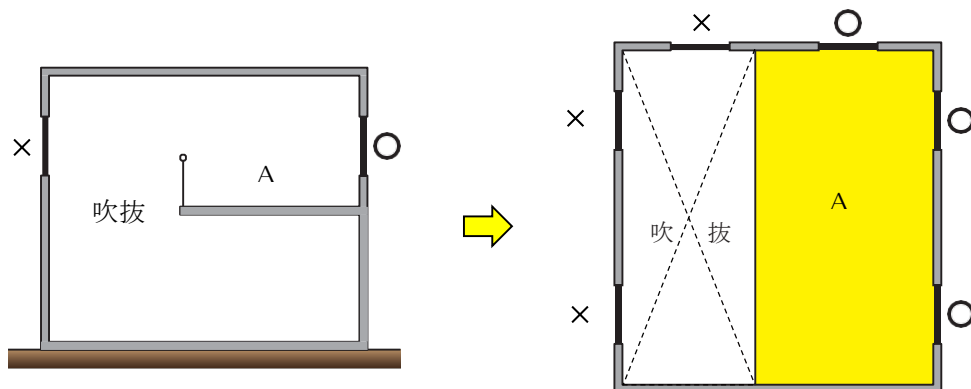
消火活動上有効な開口部とは、直径1 m以上の円が内接することができる開口部又は幅75 cm以上、高さ1.2 m以上のもので、規則第5条の5第2項の規定に適合するもの。このとき、「床面から開口部の下端までの高さ」を「地盤面から開口部の下端までの高さ及び床面から開口部の下端までの高さ」と読み替えるものとする。

(2) 消防同意時等に、上記(1)ア及びイにより普通階と判定されたと推定されるもの。

6 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によること。

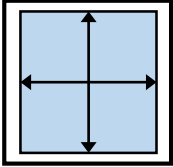
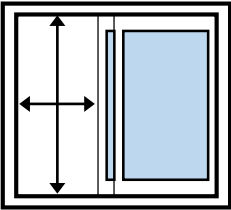
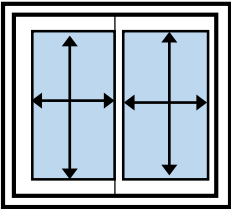
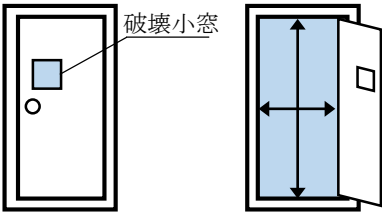
(1) 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

(2) 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



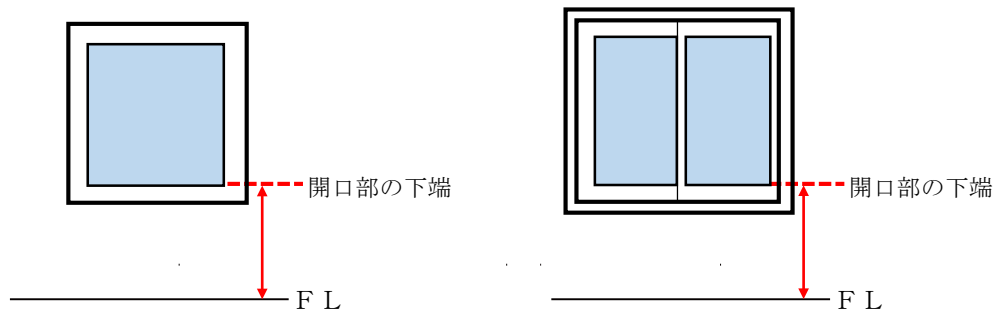
7 開口部の面積算定は、次によること。(令和4年4月1日の時点において現に存する防火対象物にあつては項目9により取扱うことができる)

- (1) 開口部を開放した場合の面積をもって算定する。
- (2) 容易に取外し、又は容易に破壊等の可能なものは、取外し又は破壊をした場合の最大開放面積をもって算定する。
- (3) 開口部の有効寸法の算定は下表によること。

開口部の形状	例 示	有効寸法の算定
①はめ殺し	フロートガラス○ 網入りガラス ×  ガラスを破壊する	ガラス部分
②引き違い窓	フロートガラス○ 網入りガラス ○  ガラスを一部破壊し、クレセント等を開錠し窓を開放する	開放した部分
③引き違い窓 (破壊できるガラスの場合)	フロートガラス○ 網入りガラス ×  ガラスを破壊する	ガラス部分
④扉	 破壊小窓 小窓を破壊 → 内側に腕を入れ開錠 → 扉を開放する ※破壊小窓の大きさは縦・横 20cm 以上。網入りガラス可 (6.8 mm以下)	開放した部分

開口部の形状	例 示	有効寸法の算定
⑤突出し窓		(1)ガラス部分（破壊できるガラスの場合） (2) $A \times C$ の部分 $C = B (1 - \cos \theta)$ (注) θ は最大開口角度 90° 以下
⑥回転窓		(1)ガラス部分（破壊できるガラスの場合） (2) $B \times C$ の部分 $C = A (1 - \cos \theta)$ (注) θ は最大開口角度 90° 以下
⑦すべり出し窓		(1)ガラス部分（破壊できるガラスの場合） (2) $B \times C$ の部分 $C = A' (1 - \cos \theta)$ (注) θ は最大開口角度 90° 以下

※ ガラス部分を算定する場合、「開口部の下端」はガラス部分の下端となることに注意。



8 既存防火対象物におけるガラスの取扱い（令和4年4月1日時点において現に存する防火対象物）

開口部の条件			無窓階判定	
			足場有り	足場無し
ガラス開口部の種類				
普通板ガラス 型板ガラス	厚さ6mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
フロート板ガラス 磨き板ガラス 熱線吸収ガラス 熱線反射ガラス	厚さ6mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
	厚さ6mmを超え10mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
網入板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
線入板ガラス	厚さ6.8mmを超え10mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
倍強度ガラス		引き違い戸	×	×
		F I X	×	×
合わせガラス	平成19年3月27日消防予第111号に適合する場合	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表により評価し、全体の判断を行う。			

○…開口部として取り扱う

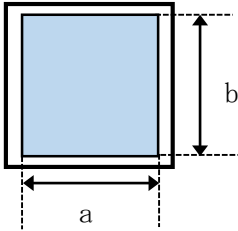
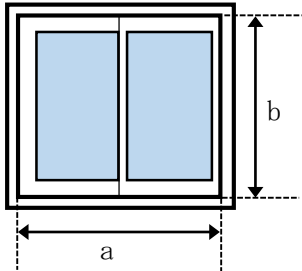
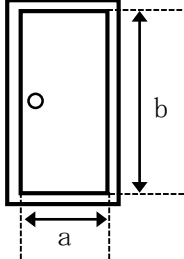
△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分

×…開口部として取扱うことはできない

（備考）

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。
- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるもの。
- 3 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 飛散防止フィルムが使用されている場合は、項目4を参考とすること。

9 既存防火対象物における開口部の面積算定（令和4年4月1日時点において現に存する防火対象物）

開口部の形状	例 示	開口部の寸法
はめ殺し		$a \times b$
引き違い窓		① 8 の表で○の場合 $a \times b$ ② 8 の表で△の場合 $a \times b \times 1/2$
扉		$a \times b$